

第 17 号議案**関西広域連合職員定数条例制定の専決処分について承認を求める件**

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合職員定数条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合職員定数条例の制定について

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合職員定数条例を制定する必要が生じたが、連合議会が成立していないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年12月4日

関西広域連合長 井 戸 敏 三

記

関西広域連合条例第4号**関西広域連合職員定数条例****(趣旨)**

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、関西広域連合の広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（国又は他の地方公共団体から派遣された職員を含み、臨時のに任用された者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる事務部局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 15人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 2人

2 前項第2号から第4号までに規定する職員は、広域連合長の事務部局の職員をもって充てる。

(定数外職員)

第3条 休職、育児休業等により長期にわたり職務に従事しない職員は、前条第1項に定める定数の外に置くことができる。

(定数の配分)

第4条 第2条第1項に規定する職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。